

福祉医療制度を守り、拡充を求める署名

愛知県知事 大村秀章 様

趣 旨

愛知県は、「福祉医療制度の見直し」の検討を始めました。

その結果、愛知県の福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)の対象者が削減され、一部負担金や所得制限が導入される心配があります。

福祉医療制度は、長年にわたり県民から喜ばれ、子ども、障害者、母子家庭、高齢者などのいのちと健康を支えてきた制度であり、縮小でなく、存続・拡充することが求められます。

つきましては、愛知県に次の事項の実施を強く求めます。



陳情事項

1. 愛知県の福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
2. 子ども医療の補助対象を通院も中学校卒業まで拡大してください。
3. 障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

名 前	住 所

ご記入いただいた個人情報のお名前・ご住所は、陳情以外には、使用いたしません。

取り扱い団体

愛知県社会保障推進協議会

名古屋市熱田区沢下町9-7

電話 052-882-6921

みんなのいのちと健康を守る福祉医療は

制度縮少

ではなく

存続・充実を



愛知県は、福祉医療制度^(注1)の見直しの検討を始めました。2012年度に見直しの内容を決め、2014年度から実施する計画だとされています。現行制度は、他の都道府県に比べると高い水準になっています。それでも、県内の各市町村は、

県の基準を上回る内容で福祉医療を実施しています。

県民の要望から見ると、県の基準は十分な水準とは言えません。愛知県の福祉医療制度は、縮少ではなく、存続・充実が必要です。

全国トップ水準の
福祉医療制度

でも、まだ十分な水準とはいえません

制度	愛知県の対象者	所得制限	自己負担	拡充の要望
子ども医療	通院 小学校入学前まで 入院 中学校卒業まで	なし	なし	県の制度として通院でも中学校卒業まで
障害者医療	身体障害者手帳1～3級 など	なし (名古屋市はあり)	なし	県の制度として精神障害の人の一般の病気も対象に
母子家庭等医療	母子・父子家庭の母(父)と 児童	児童扶養 手当準用	なし	県の制度として所得制限廃止を
後期高齢者福祉医療	3ヵ月以上寝たきりまたは 認知症など	一部あり	なし	県の制度として一人暮らし非課税世帯も対象に

福祉医療制度とは(注1)

国の公費負担医療制度の対象とされていない制度で、子ども、障害者、母子・父子家庭、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、医療保険の自己負担分を公費で支給する自治体独自の制度。

愛知県社会保障推進協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7
電話 052-889-6921 FAX 052-889-6931

裏面の署名にご協力ください